

次世代への文化の継承、担い手の育成に関する指定都市市長会提言

茶道、華道をはじめとする生活文化や、古典芸能、祭り、民俗芸能などは、各地の特性に応じた豊かな文化芸術として、長年にわたって地域で受け継がれてきた。しかしながら、少子高齢化や過疎化などの進展により、これらをはじめとした文化の次世代への継承、担い手の育成は危機的な状況にある。さらに、近年では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、様々な文化芸術活動が長期にわたって制限された結果、文化の継承・担い手の育成の取組がより困難を極めている。

地域の魅力を高めるには、これらの豊かな文化芸術を継承するとともに、歴史や風土等から培われてきた文化を基に新たな発想や技術等を加えることで、更に発展させることが求められている。

そのような中、国においては、地方創生の一環として進められてきた文化庁の京都移転が令和5年3月に実現し、移転を契機に、長官をトップとした「食文化推進本部」と「文化観光推進本部」が新設された。また、令和5年3月に文化芸術推進基本計画（第2期）を策定し、「文化芸術を通じた地方創生の推進」や「文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成」等が重点取組等として掲げられるなど、文化芸術による地方創生の進展に一層の期待が高まっている。

次世代への文化の継承、担い手の育成に向けては、国と指定都市が一体となって総合的、継続的な施策を展開する必要があることから、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 幼稚園・保育所、小学校・中学校等への芸術家等の派遣や、教育現場で茶道、華道などの生活文化等に触れられる機会の提供といった、次世代を担うこどもたちが文化に興味を持つためのきっかけづくりや、若年層が地域に根付いて文化芸術活動を継続できるようにするための環境づくりなど、地方自治体独自の取組に対し、長期的な視点に立った支援を実施すること。
- 2 各地域の豊かな文化芸術の継承のため、担い手団体の内部支出の補助対象経費化や戦後に始まった祭り・行事等の補助対象化など、地域の実情に応じた補助制度の充実を図ること。また、重要無形文化財の公演施設に係る課税標準の特例措置等の税制面からの支援のほか、大学等の研究機関など、文化財所有者や地方自治体以外の第三者による記録保存の促進、地域の文化芸術をより身近で親しみあるものとするためのまちづくり活動への支援など、総合的な財政支援の充実を図ること。
- 3 各地域の中心となる指定都市における、文化芸術関係者から相談を受けて課題解決をコーディネートする拠点の設置や、拠点間の情報交換・連携等のネットワーク構築など、各地域の基礎的な相談・コーディネート機能の拡充に向けた施策を実施すること。
- 4 文化芸術活動に欠かせない用具用品の原材料の枯渇・製造者の減少への対応や、担い手不足解消のための公募やマッチングの支援など、各分野において重要又は緊急性の高い施策に対しては、国が従来から進めている調査研究や指定都市のニーズを踏まえ、重点的に実施すること。

令和5年12月19日
指 定 都 市 市 長 会